

## 総務財政委員会記録(No.6)

1 日 時 令和7年6月11日(水)  
午前10時00分 開会  
午前10時12分 閉会

2 場 所 第6委員会室

### 3 出席委員(10人)

委員 長	村上 幸一	副委員 長	大久保 無我
委員	吉村 太志	委員	鷹木 研一郎
委員	廣田 信也	委員	村上 直樹
委員	宇都宮 亮	委員	永井 佑
委員	伊崎 大義	委員	小金丸かずよし

### 4 欠席委員(0人)

### 5 出席説明員

財政・変革局長	武田 信一	財務部長	中原田 香織
予算調整担当課長	宮崎 勝晴	税務部長	上野 正彦
税制課長	喜多川 幹生		外 関係職員

### 6 事務局職員

委員会担当係長	伊良皆 公一	書記	小野 佳奈子
---------	--------	----	--------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	11日は議案の審査、12日は議案の採決、陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第76号 北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	議案の審査を行った。
3	議案第77号 北九州市市税条例の一部改正について	
4	議案第84号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第1号）のうち所管分	

## 8 会議の経過

○委員長（村上幸一君） それでは、開会いたします。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり3件でございます。

審査日程につきましては、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決、陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第76号、77号、84号のうち所管分の以上3件について一括して議題といたします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑といたします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。財務部長。

○財務部長 それでは、議案第76号、北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

タブレットの議案第76号説明資料ファイルをお開きください。

この議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、北九州市市税条例の関係規定のうち、本年4月1日から施行する必要があった部分につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分により改正いたしましたので、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

主な改正内容について御説明いたします。

まず、1点目、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減

額措置の申告手続の見直しです。長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションには、これまで固定資産税の減額措置が適用されていますが、その適用に係る申告手続を簡素化する規定が地方税法に追加されたため、条例にも同様の規定を追加するものです。

次に、2点目、軽自動車の車両区分の見直しです。

道路運送車両法施行規則の改正により、総排気量が125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御したバイク、いわゆる新基準原付バイクが第一種原動機付自転車として新たに追加されました。これに伴い、新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率区分を新設する地方税法の改正が行われたため、条例においても同様に規定の整備を行うものです。

なお、新基準原付バイクの税率は、50ccバイクと同額の年額2,000円でございます。

以上のほかに、条例において引用する地方税法の項ずれ等について、形式的な規定の整備を行いました。議案第76号については以上でございます。

次に、議案第77号、北九州市市税条例の一部改正につきまして御説明いたします。

タブレットの議案第77号説明資料ファイルをお開きください。

この議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、市税条例の関係規定のうち、さきに御説明いたしました専決処分に係るもの以外について改正するものでございます。

主な内容について御説明いたします。

まず、1点目、特定親族特別控除の新設に係る規定の整備です。個人住民税について、就業調整対策の観点から、国税と同様の措置として、大学生年代の子等を対象とする特定親族特別控除が新設されました。そのため、条例の関係規定を整備し、令和8年度分の個人住民税から適用するものです。

次に、2点目、離島振興対策実施地域内の新設及び増設された特定の家屋等に係る固定資産税の課税免除です。離島振興法に基づく特例期間が2年延長されたことに伴い、条例で定める課税免除の期間についても同様に2年延長するものです。

最後に、3点目、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例です。

加熱式たばこに係る現行の課税方式は、重量と価格の要素によって紙巻きたばこの本数に換算するものとなっていますが、紙巻きたばこの税負担の格差を解消する観点から、今回の地方税法の改正により、当分の間、重量のみによって換算する等に見直しがなされました。そのため、条例においても同様に関係規定の整備を行うものです。

議案第77号につきましては以上でございます。

続きまして、議案第84号、令和7年度北九州市一般会計補正予算のうち総務財政委員会所管分につきまして、補正予算に関する説明書によって説明させていただきます。

タブレットでは補正予算に関する説明書ファイルをお開きください。

タブレット8ページを御覧ください。

なお、金額の説明に当たりましては、100万円未満の数字は省略させていただきますので、御了承お願いいたします。

歳入について御説明いたします。

22款2項9目財政調整基金繰入金の補正額は5億2,200万円で、今回の歳出予算の補正に伴い必要となる財源として計上するものでございます。以上で議案第84号、令和7年度北九州市一般会計補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

**○委員長（村上幸一君）** これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

それでは、質疑ありませんか。永井委員。

**○委員（永井佑君）** よろしくお願ひします。

まず、北九州市市税条例の一部改正です。これは、大学生など19歳から22歳の子供を扶養する世帯の税負担を軽くするために、現行の特定扶養控除に代えて、新たに特定親族特別控除を設置すると、親族の年収要件を現行制度の103万円から110万円に引き上げ、さらに150万円超ですぐに扶養対象から外れないように控除額を段階的に逡減という言葉の使い方をされています。そういう減らす仕組みということですね。大学生年代の子供にバイトで103万円を超えてもっと稼げと言わんばかりの改正だと、本来なら子供がバイトをしなくても、学費や生活費の心配をせずに勉強に専念できる環境こそ求められていると、これは意見として述べさせていただきます。

もう一つ、市たばこ税ですね、改正理由を御説明いただきました。現在、税負担水準が低い加熱式たばこの課税を適正化するためということでした。

現在の加熱式たばこの課税方式は、重量と価格を紙たばこの本数に換算されています。重量のみ換算するということになるということで、地方たばこ税の増税分は全て地方自治体の増収となると思います。国では100億円程度の増収と試算が出ているということでしたが、北九州で言えば幾らを試算しているのでしょうか、まず伺います。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** たばこ税の税制改正に伴います影響額についての御質問をいただきました。

今、国の全体の増収に対する北九州市のシェアといいますか、そういう観点から計算させていただくんですけれども、ちょっと粗い計算になりますが、北九州市での影響額は7,700万円から8,000万円ぐらいの増収ということが見込まれております。以上でございます。

**○委員長（村上幸一君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 増収分はどのような計上のされ方をするんですか。

**○委員長（村上幸一君）** 税制課長。

**○税制課長** 市たばこ税の一部という形で計上され、増収、増額が上がる形になりますので、

その中に含まれるということになります。以上です。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）ちなみに、県でのシェアっていうのもあるんですか、それは情報をお持ちですか。

○委員長（村上幸一君）税制課長。

○税制課長 県のシェアというのはちょっとこちらでは持ち合わせておりません。すみません。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）分かりました。

先ほど最後の説明、歳入の財政調整基金から繰り入れる補正額がありましたが、これ予算書を見させていただいて、分かりにくかったですけど、主に使われるところはどの事業になるんですか。

○委員長（村上幸一君）予算調整担当課長。

○予算調整担当課長 今回、補正予算額の歳出が8.7億円でございます。それに伴いまして、実際、国の予算を使ったり、地方債を使ったり、ふるさと納税を活用したりしています。今回、大きな予算額としては、2款の総務費、港湾空港局の空港の助成でございます。こちらの経費に一般財源として計上させていただきます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）分かりました、空港ということですね。

最後に何うのが、物価の対策もいろいろ出て、最終的には財政が判断して進められていくと思いますが、各自治体で濃淡があると思います。例えば、飯塚市であれば、市民1人当たり5,000円の商品券を発行して、物価高で苦しむ市民生活の応援と地元業者の売上増につながる取組をやっているんですが、例えばこういう取組をやった場合、これは所管は財政局になるんでしょうか。

○委員長（村上幸一君）予算調整担当課長。

○予算調整担当課長 全体調整というのは財政局で行いますけども、それぞれの目的に応じて、所管局で計上していただくという形になります。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）分かりました。最終的にはまだまだ物価高騰が続いていきますし、お米も備蓄米が出たといえども、今後、どうなるかまだまだ分かりませんので、市民生活を直視しながら、対策を打っていただきたいということをお伝えして、私からは終わります。

○委員長（村上幸一君）ほかに質疑はありませんか。大久保委員。

○委員（大久保無我君）財政調整基金の積み立て、積み増しですかね。これお金はどこから持ってきているんですかね、財源というか。

○委員長（村上幸一君）予算調整担当課長。

○**予算調整担当課長** 財政調整基金は、積立て、取崩しという形でやっておりますので、今回は今ある財政調整基金を取り崩すということでございます。

○**委員長（村上幸一君）** 大久保委員。

○**委員（大久保無我君）** 取り崩すんですね、失礼しました。

○**委員長（村上幸一君）** よろしいですか。

○**委員（大久保無我君）** はい。

○**委員長（村上幸一君）** ほかに質疑はありませんか。なければ、以上で議案の審査は終わります。明日も午前10時に開会します。

本日は以上で閉会いたします。

---

総務財政委員会 委員長 村上幸一 印